

# 静岡社会健康医学大学院大学研究不正防止規程

令和3年4月1日 規程第39号

## (目的)

第1条 この規程は、静岡社会健康医学大学院大学（以下「本学」という）研究者等の研究上の不正を防止すること及び本学において研究不正問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決に資することを目的として、本学における研究活動の行動規準及び遵守事項並びに本学研究者等に研究上の不正行為に関する疑義が生じた場合の本学の対応及び関係者のとるべき措置などを定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において「研究者等」とは、公立大学法人静岡社会健康医学大学院大学職員就業規則第2条に規定する職員、教員及び役員、本学の学生その他本学において研究活動に携わる全ての者をいう。

2 この規程において「研究不正」とは、研究上の不正行為であり、研究の提案、実行、見直し及び研究結果を報告する場合における、次に掲げる行為をいう。ただし、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものに限る。

- (1) 捏造 (fabrication) : 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん (falsification) : 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 (plagiarism) : 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 : 同一内容の論文を、重複して投稿すること。
- (5) 不適切なオーサiership
- (6) その他研究活動における不正とみなされる行為

## (行動規準)

第3条 研究者等は、次に掲げる内容を行動規準として活動しなければならない。

- (1) 研究不正を行わないこと。
- (2) 研究不正に加担しないこと。
- (3) 指導する者に対しても研究不正をさせないこと。

## (遵守事項)

第4条 健全な研究活動を保持し、かつ、研究不正が起こらない研究環境を形成するため、研究を指導する研究者等は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 研究レポート、各種計測データ、実験手続きなどに関し、適宜確認すること。
- (2) 実験ノートなどが個人の私的記録ではなく、各研究者等が適切に管理するものであって、その記載の方法に関し指導を徹底すること。
- (3) 実験ノートと各種計測データなどを記録した紙・電子記録媒体など（以下「研究データ等」という。）は、論文など成果物の発表後も一定期間（特段の定めがない場合は5年間）保管し、問い合わせ、調査照会などにも対応できるようにすること。
- (4) 研究データ等は、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示すること。
- (5) 論文を共同で発表するときには、責任著者と共著者との間で責任の分担を確認すること。

## (最高管理責任者)

第5条 最高管理責任者は、本学を統括し、研究上の不正を防止すること及び研究者倫理の向上について最終責任を負う者をいい、学長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第6条 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究上の不正を防止すること及び研究者倫理の向上について本学を統括する者をいい、最高管理責任者が指名する副学長をもって充てる。

2 前項の規定にかかわらず、研究不正の事案が統括管理責任者に係るものである場合は、最高管理責任者は、別の者を統括管理責任者として指名し、その事案に当たらせるものとする。

(研究倫理教育)

第7条 研究倫理教育責任者を置き、研究科長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、本学に所属する研究者等(学生を除く。)に対して定期的に研究倫理教育を実施するものとする。

3 本学に所属する全ての研究者及び競争的資金による研究への参画に関わる者は、前項に規定する研究倫理教育を受講しなければならない。

4 研究倫理教育責任者は、学生の研究倫理向上のため、専攻分野の特性に応じて、学生に対する研究倫理教育の実施を推進するものとする。

(告発及び相談の窓口)

第8条 研究不正に関する告発及び相談(以下「告発等」という。)に対応するための「研究不正告発等対応窓口」(以下「受付窓口」という。)は、事務局教務課とする。

2 研究不正に関する告発等の方法は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談によるものとし、連絡先を本学ホームページに掲載する。

3 研究不正に関する告発等は、原則として顕名により行われ、研究不正を行ったとする研究者名・グループ、研究不正の様態等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されているもののみを受け付けるものとする。ただし、匿名による告発等があった場合においても、その内容によっては、顕名による告発等に準じた取扱いとすることができるものとする。

4 受付窓口は、受け付けた事案を、速やかに統括管理責任者に移送するとともに最高管理責任者に報告するものとする。

5 学会等の科学コミュニティ又は報道により研究不正の疑いが指摘された場合も、当該内容に応じて顕名による告発等があった場合に準じて取扱うことができるものとする。

6 研究不正の疑いがインターネット上に掲載されている(研究活動上の研究不正を行ったとする研究者名・グループ、研究活動上の研究不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されている場合に限る。)ことを本学が確認した場合も、当該内容に応じて顕名による告発等があった場合に準じて取扱うことができるものとする。

(研究不正に係る事実関係の説明責任)

第9条 研究不正の疑義を受けた者(以下「被疑者」という。)は、本学に対し、事実関係を誠実に説明する責任を負う。

(秘密保持)

第10条 受付窓口は、研究不正に関する告発を受け付ける場合、告発者(相談者を含む。以下この条において同じ。)が特定されないよう、個室で面談を実施し、又は担当職員以外が電話又は電子メールなどを見聞きできないようにするなど、秘密を守るため適切な措置を講じなければ

ならない。

2 受付窓口、統括管理責任者及び第 14 条に規定する調査委員会の構成員をはじめ窓口寄せられた研究不正に関する告発を知る立場にある者は、告発者、被疑者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで秘密保持を徹底しなければならない。

3 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮しなければならない。  
(告発者等の保護)

第 11 条 最高管理責任者は、悪意（被疑者を陥れるため、あるいは被疑者が行う研究を妨害するためなど、専ら被疑者に何らかの損害を与えること及び被疑者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発をしたことを理由に、告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、相当な理由がある場合を除き、単に告発がなされたことのみをもって、被疑者の研究活動を部分的又は全面的に禁止する等の不利益な取扱いをしてはならない。  
(予備調査の実施)

第 12 条 統括管理責任者は、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査の権限を有し、第 8 条に規定する告発等を受け付けた場合は、予備調査の要否を決定するものとする。

2 統括管理責任者は、前項による調査が必要であると決定したときは、研究不正の疑義が生じている研究分野における本学の専門家らの協力を得て予備調査を実施するものとする。

3 統括管理責任者は、告発等を受け付けてからおおむね 30 日以内に予備調査の結果を取りまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、前項に規定する報告を受けた日からおおむね 10 日以内に本調査の要否を決定するものとする。

5 最高管理責任者は、本調査を実施しないことを決定した場合は、告発者にその旨を理由とともに通知し、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

(本調査の実施)

第 13 条 最高管理責任者は、予備調査の結果、本調査を行うべきものと判断した場合は、本調査の開始決定を行う。

2 本調査の実施を決定した場合は、告発者及び被疑者に対し、本調査を行うことを通知し、本調査への協力を求める。被疑者が他機関に所属する場合は、その所属機関にも通知するものとする。

3 本調査を実施する際は、配分機関等及び文部科学省に本調査を行う旨報告する。

4 本調査は、本調査の実施の決定後、おおむね 30 日以内に開始するものとする。

(調査委員会の設置)

第 14 条 最高管理責任者が本調査の実施を決定した場合、速やかに調査委員会を設置するものとする。この委員会は本調査に加え、第 21 条に規定する不服申立ての審査及び再調査を行うものとする。

2 調査委員会は、調査委員の半数以上が本学に属さない外部有識者で構成され、全ての調査委員は、告発者及び被疑者と利害関係を有しない者でなければならない。なお、調査委員の構成について、告発者及び被疑者は、通知を受け取った日から起算して 10 日以内に異議申立てをすることができる。

(調査時の措置)

第 15 条 最高管理責任者は、調査に必要と認めるときは次に掲げる資料の保全等のために、関係部署などに対し、必要な措置を要請することができる。

- (1) 被疑者の当該調査に係る利害関係者との接触禁止
- (2) 被疑者の研究室で調査事項に関連する場所の一時閉鎖又は実験・観測・解析に係る機器・資料等の保全
- (3) 調査に係る物品の確保
- (4) その他必要な措置  
(被疑者以外の研究者等の研究遂行手段の確保)

第 16 条 最高管理責任者は、被疑者以外の研究者等の研究遂行手段を確保するために、関係部署などに必要な措置を要請するものとする。また、閉鎖研究室において試料などの保全を必要とする場合も同様とする。

(被疑者からの弁明の聴取)

第 17 条 調査委員会は、被疑者が意見を述べる機会を与える。

(認定)

第 18 条 調査委員会は、研究不正が行われたか否か、研究不正が認定された場合はその内容、研究不正に関与した者とその関与の度合い、研究不正と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割を、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被疑者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、認定するものとする。なお、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定する。

2 調査委員会は、本調査の開始後 150 日以内に前項に規定する事項をまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。

(調査結果の通知及び報告)

第 19 条 最高管理責任者は、調査結果を告発者及び被疑者に開示するものとする。なお、被疑者が他機関に所属している場合は、その所属機関にも当該調査結果を通知するものとする。

2 最高管理責任者は、研究不正を認定した場合、調査結果を、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。

(不服申立)

第 20 条 被疑者は、通知された本調査の内容に不服があるときは、当該通知を受け取った日から起算して 10 日以内に、最高管理責任者に不服申立てを行うことができる。ただし、同一理由による不服申立てを繰り返し行うことはできない。

2 最高管理責任者は、前項に定める不服申立てを受け付けた場合、その旨を告発者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。なお、不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

第 21 条 最高管理責任者は、不服申立てを受け付けた場合、調査委員会に不服申立ての審査を命ずるものとする。

2 調査委員会は、再調査の開始を決定した場合、30 日以内に再調査を開始するものとする。

3 調査委員会が再調査を開始した場合は、50 日以内に再調査の結果をとりまとめ、最高管理責任者に報告するものとする。

4 最高管理責任者は、再調査結果を被疑者に通知するとともに、その事案に係る配分機関等及

び文部科学省に報告するものとする。

(研究不正の認定を受けた者に対する措置)

第 22 条 学長は、調査委員会の調査結果を教育研究審議会に諮り、その議を経て研究不正の認定を受けた者に対し、人事管理上必要な手続きを講ずるものとする。

(調査結果の公表)

第 23 条 最高管理責任者は、調査委員会が研究不正の事実を認定したときは、速やかに次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 研究不正を行った研究者等の氏名及び所属
- (2) 研究不正として認定された内容
- (3) 調査委員会の委員の氏名及び所属
- (4) 調査委員会の調査内容

2 最高管理責任者は、研究不正の事実がないと認めたとき、原則として調査結果を公表しないものとする。

(研究責任者らへの対応)

第 24 条 当該不正認定者に関係する研究責任者らに管理責任があると認められるときは、必要な措置を講じるものとする。

(研究不正が認定されなかった場合の対応措置)

第 25 条 最高管理責任者は、調査委員会が被疑者に研究不正の事実はないと認めたときは、関係部署などに次に掲げる必要な措置を要請するものとする。

- (1) 研究不正に係る疑義が生じた際に講じた対応措置の解除
- (2) 全ての調査関係者へ被疑者の発表論文などが適正であることの通知
- (3) 被疑者の不利益発生防止策の実施並びに名誉回復に係る措置 (必要に応じて公表も含む。)
- (4) 被疑者への精神面も含めた支援の実施
- (5) その他必要な措置

(活動支援)

第 26 条 本学は、被疑者以外の研究者等について、調査開始後、速やかに精神面も含めて可能な限りの支援を行うものとする。

(調査協力者らに不利益をもたらす行為などの阻止)

第 27 条 本学は、研究不正の対応及び措置に関し、調査協力者らが不利益を受けることのないよう十分に配慮するものとする。

(研究妨害)

第 28 条 本学は、予備調査結果を含め、調査結果において十分な根拠がなく、告発者に悪意があったとき、それを研究妨害とみなし、当該行為者に対し、静岡社会健康医学大学院大学職員倫理規程に従って必要な措置を講じるものとする。

(協力義務)

第 29 条 本学関係者らは、研究不正の調査等について協力しなければならない。

(雑則)

第 30 条 この規程の適用に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。